新潟県認可外保育施設指導監督基準

全部改正　平成28年6月20日少対第277号
一部改正　令和元年7月1日少対第101号
一部改正　令和元年11月20日少対第391号
一部改正　令和2年7月3日　子　第459号
一部改正　令和2年11月10日　子　第948号
一部改正　令和3年5月25日　子　第251号
一部改正　令和4年10月3日　子　第730号
一部改正　令和6年4月19日　こ　第103号

第１　定義

この基準において使用する用語は、令和６年３月 29 日付けこ成保第 206 号こども家庭庁成育局長通知に基づく認可外保育施設指導監督基準（以下「国基準」という。）において使用する用語の例による。

第２　新潟県認可外保育施設指導監督基準

新潟県認可外保育施設指導監督基準は、次に掲げるものを除くほか、国基準（国基準の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるところによるものとする。

(1)　国基準第１の１の(2)の規定にかかわらず、保育に従事する者の概ね３分の１（保育に従事する者が２人の施設及び国基準第１の１の(1)における１人が配置されている時間帯にあっては、１人）以上は、次に掲げる資格を有する者であること。また、常時、保育に従事する者の全てについては、保育士又は看護師の資格を有する者が配置されていることが望ましい。

イ　保育士
ロ　看護師
ハ　准看護師
ニ　幼稚園教諭（満３歳以上の児童を保育する場合の当該幼稚園教諭に限る。）

(2)　国基準第２の１の(1)の規定にかかわらず、事業所の敷地内又は隣接地にある事業所内保育施設にあっては、当該事業所に次のいずれにも該当する設備があるときは、当該設備を調理室に代えることができる。

イ　調理が可能な設備であること。
ロ　配膳等の衛生管理を適切に行うことができる設備であること。

(3)　認可外保育施設からの設置届等の関係書類の様式は、別紙によること。

附　則

この基準は、平成 28 年６月 20 日から施行する。

附　則

この基準は、令和元年７月１日から施行する。

附　則

この基準は、令和元年 11 月 20 日から施行する。

附　則

この基準は、令和２年７月３日から施行する。

附　則

この基準は、令和２年 11 月 10 日から施行する。

附　則

この基準は、令和３年５月 25 日から施行する。

附　則

この基準は、令和４年 10 月３日から施行する。

附　則

この基準は、令和６年４月 19 日から施行する。